第103号議案

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部 を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年12月14日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

市長、副市長及び常勤監査委員の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部 を改正する条例

第1条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例(昭和29 年6月府中市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び 旅費支給条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は、令和 4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正前の府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び 旅費支給条例の規定に基づいて令和4年12月1日から同条の規定の施行の日 の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内 払とみなす。

新

(その他の給与)

第3条 省 略

2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20 を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4</u> 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び 旅費支給条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は、令和 4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正前の府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び 旅費支給条例の規定に基づいて令和4年12月1日から同条の規定の施行の日 の前日までに支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内 払とみなす。

給与及び旅費支給条例新旧対照	(抜粋)
	\J/X/IT/

(は、	改正部分)
(14	ᅜᅜᄓᆸᄺᄊᆈ

旧

(その他の給与)

第3条 省 略

2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20 を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。 新

(その他の給与)

第3条 省 略

2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20 を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日等)

1この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

<u>2</u>~<u>3</u> 省略

給与及び旅費支給条例新旧対照	(抜粋)

(は、	改正部分)

旧

(その他の給与)

第3条 省 略

2 期末手当の額は、前条の規定による給料月額及び給料月額に100分の20 を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、一般職の 職員の例による在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。